

○麻布大学教職課程委員会規程

昭和57年12月22日

制定

第1条 この規程は、麻布大学教職課程に関する規程に基づき、本学に教職課程に関する事項を処理するため、教職課程委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教職課程主任
- (2) 各学科の教職課程担当者
- (3) 教職に関する科目の担当者
- (4) 教科に関する科目の担当者
- (5) 各学部の教務委員長
- (6) 各大学院研究科各専攻の教科に関する科目の担当者(学部選出委員と重複も可)
- (7) 教務・学生支援を所掌する担当学長補佐
- (8) その他、教職課程主任が必要と認めた者

第3条 委員長及び前条第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、教職課程主任をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

第5条 教職課程主任は、必要があると認めた場合には、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第6条 委員会の取扱事項は、次のとおりとする。

- (1) 教職課程の運営(特に各学部各学科間の連絡調整)に関する事項
- (2) 教育実習に関する事項
- (3) 教員免許状の授与に関する事項
- (4) その他教職課程主任が必要と認めた事項

第7条 委員会の下部組織として小委員会を設けることができる。

第8条 委員会の事務は、教務部学生支援課が行う。

第9条 この規程の改廃は、教職課程委員会、各学部教授会及び教学会議の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、昭和57年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年3月16日に改正し、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年7月23日に改正し、同日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年5月8日に改正し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年3月5日に改正し、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月7日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。